

令和2年8月11日

第29回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年8月11日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年8月11日（火曜日） 午後2時10分

4. 議案

- 議案第153号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第154号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第155号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第156号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第157号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
- 報告第100号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第101号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第102号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第103号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について
 報告第104号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志
8 番 窪 寺 洋 志	9 番 高 坂 繁 光	10 番 齊 藤 光 朗
11 番 佐 藤 紘 一	13 番 堤 武 久	14 番 奈良岡 めぐみ
15 番 西 澤 清 光	16 番 西 塚 伸	17 番 福 士 修 身
18 番 福 田 公 夫		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

12 番 澤 田 今日一	19 番 安 田 昌 樹	
--------------	--------------	--

7. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	永 澤 治	事 務 局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	櫻 田 正	主 査	佐 々 木 伸 哉

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として、先月に引き続き農業委員のみの召集とし、農地利用最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、第 29 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 18 名中 15 名が出席しております。

(※穴水佳行委員は議案第 153 号審議途中から出席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。11 番佐藤紘一委員、13 番堤武久委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 153 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 5 件、賃借権設定が 3 件及び使用貸借権設定が 2 件、合計 10 件です。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 4 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、労力不足などの理由で、譲受人又は借主については、自作地の拡張などの理由となっております。なお、所有権移転 171 及び賃借権 188 番については、新規就農者です。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のとおりであります。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

2 ページ目の所有権移転 171 番を審議しますが、申請者は新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。では、申請者である●●●●●さんを入場させてください。

(●●●●●氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●●氏

●●●●●と申します。よろしくお願ひいたします。私は今まで会社員をしてきましたが、会社が倒産して職を失ったのを機会に以前から興味があった農業をしたいと思い、農地を探していたところ、譲渡してくださる方が見つかったので申請に至りました。また、親の実家と妻の実家が農家であり、毎年農作業を手伝っておりますので、農業経験はあります。農業収益で生計を維持できるよう、出来ればもっと農地を増やしたいとも思っております。まだ未熟ですので、経験者の方からご指導を仰ぎながら、頑張りたいと思います。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、ありがとうございました。それでは、●●●●●さん。これからどのようにして農業を経

営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願ひします。質問、意見のある委員は述べてください。

○10番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10番（齊藤光朗委員）

10番齊藤ですけれども、メロンの栽培については難しいところもあると思いますけれども、栽培の指導は誰から受ける予定でしょうか。出荷先の弘果から指導を受ける予定でしょうか。

○●●●●氏

栽培の指導については、実家が農家で今まで手伝いをしてきましたので、ある程度は把握しているつもりです。もし、農作業をする中で分からないことがありましたら、弘果さんなどに聞こうと思っております。

（穴水佳行委員 遅れて入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他、質問、意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷といいます。本日はご苦勞様でございます。メロンの作型については、露地栽培やハウス栽培などありますが、どのような方法で栽培するのでしょうか。

○●●●●氏

ハウス栽培と露地栽培、どちらも行う予定です。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。メロンの栽培指導については、県で栽培について色々やっております指導も行っております。メロンは温度管理、水分管理が難しいので、情報を多くした方が良いと思います。黒石にある県の産業技術センターなどへ色々聞いてみると良いと思います。

○●●●●氏

はい、ありがとうございました。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

その他、質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に3ページ目の賃借権188番を審議しますが、申請者は、新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。では、申請者である有限会社三鉄建設を入場させてください。

(有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

まず、法人名、自己の役職及び氏名、法人の目的とこの法人が申請に至った理由等をお願いします。

○有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏

三鉄建設代表取締役の三上と申します。本日はよろしく申し上げます。当社は、土木工事を中心に事業を行い、冬期間は除雪作業で売り上げを上げています。しかし、今年の冬は記録的な降雪量の少なさで売り上げが減少し、今後、売り上げの柱となる事業を始める必要性を感じ、着目したのが農業でした。もともと、貸主は農地を所有して農業も行っていたため、個人から法人の事業として農業を行い、売り上げを上げていけるように拡大させていきたいと思っております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、ありがとうございました。それでは、法人としてこれからどのようにして農業を営んでいくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく申し上げます。質問、意見のある委員は

述べてください。

○13 番（堤武久委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、堤委員。

○13 番（堤武久委員）

13 番堤です。三鉄建設さんの従業員はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏

30 人ほどいます。

○13 番（堤武久委員）

はい、わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいでしょうか。その他、質問、意見ございませんか。

はい、齊藤委員。

○10 番（齊藤光朗委員）

10 番齊藤ですけれども、りんごの苗木は2 年物だと思いますが、事前の確保が必要だと思います。これは確保できているのでしょうか。

○有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏

再来年の分、去年からりんごを植えておまして、去年1 反歩、今年1 反歩、今、わい化をやるようとしている畑がちょうど5 反歩くらいなので、来年の分と再来年の分、原田種苗さんに苗木は委託しております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10 番（齊藤光朗委員）

栽培技術は近くの●●●●さんから、まだこの青森県内で新わい化をやっているのは、2、3 人で一番早いのが●●●●さんですが、栽培方法はこの人の指導でしょうか。

○有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏

●●さんからも指導を受けておりますが、原田種苗さん、また、高密植をやっている●●さんという方が郷山前地区におりますので、その方をお願いして指導を受けております。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

その他、質問、意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

1番秋谷といいます。今日のご苦勞様でございます。4点ほどお尋ねします。

まず1点目は、三上さんはこれまで、個人でりんご経営をしてきたのでしょうか。

それから2点目、個人でりんご経営してきたのを、会社が個人から借りるという形になるのでしょうか。三上さんが個人でりんご経営してきたのを、三鉄建設さんが借りてりんご経営をやるというような仕組みで考えてよろしいでしょうか。これが2点目です。

現在、会社経営する場合、個人経営でやってきたのとどういふ点が違ふのか、何か違ふ点があれば教えていただきたい。

それから、4点目が薬剤散布、どのような方法があるか。以上です。宜しくお願ひします。

○有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏

りんごを始めたのは去年です。去年、初めて植えました。個人から会社にしたというのは、個人でやるには限界があります。というのは金銭面です。わい化をやるにしても高密植の苗木や、色々な支柱関係やれば、結構なお金がかかる訳ですけれども、会社の中でやれば多少なりとも会社の経費で出来る部分がありましたので、それを利用してやろうかなと思っております。薬の散布は先程言いましたけれども、指導を受けている、今スプレイヤーとか無いものですから、指導を受けている郷山前地区の●●さんという方をお願いをして散布してもらっています。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

よろしいですか。その他、質問、意見等ございませんか。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、それでは有限会社三鉄建設さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏

ありがとうございました。

(有限会社三鉄建設 代表取締役 三上鉄則氏 退場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。
質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、議案第 154 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転が 2 件、使用貸借権設定が 1 件、合計 3 件でございます。本案は、青森地区における都市計画区域内の市街化調整区域が 2 件、都市計画区域外が 1 件でございます。

それでは、今回の転用案件につきまして、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。まず、はじめに、申請番号 55 番と 56 番における転用農地は一体で利用する計画となっておりますので、併せて説明いたします。右上に議案第 154 号関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。申請番号 55 番及び 56 番 案内略図①と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目から 3 ページ目が許可申請書、4 ページ目が位置図、これは案内図です。5 ページ目から 6 ページ目が法務局の地図、7 ページ目が土地利用計画図、8 ページ目が求積図、これは全体の事業計画の中で各々の用途の面積を記載したものでございます。9 ページ目が造成計画断面図、これは転用計画の中で盛土をしますので、どのように行うのかを記載したものでございます。10 ページ目が構造図、これは盛土をすると共に擁壁も設置しますので、その擁壁の構造を記載した図面でございます。続きまして 11 ページ目が農地転用計

画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。次に12ページ目から13ページ目が法人の登記簿謄本、14ページ目から19ページ目が土地の登記簿謄本、19ページ目の謄本につきましては、今回の農地転用の対象農地ではないものの、一体として事業を行う上で併せて利用する土地でありますことから、参考として添付いたしました。20ページ目が農地転用許可申請に係る同意書、趣旨は当該地区を管轄する農事振興会の同意でございます。

議案第154号関係資料1と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございしますが、申請地は、支所機能を有する青森市荒川市民センターの周囲概ね500m以内の区域にありますことから、第2種農地と判断されます。第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は原則として許可できませんが、第1種農地の不許可例外、言い換えますと、例外許可事由に当てはまる場合は許可できるものとされております。この事由の中に、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設があり、今回の転用目的である、農業機械置場はこの中の農業用施設に該当すると判断されます。

次に、一般基準でございしますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。なお、今回は建築物がございませんので、都市計画法上の許可は不要です。

引き続きまして、右上に議案第154号関係資料2と記載している資料をご覧ください。申請番号57番案内略図②と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局にある地図、5ページ目が実測平面図、これは●●●●●●●●●●の一部を農地転用許可申請することから、その範囲を実測したものです。6ページ目が土地利用計画図、これは平面図でございします。7ページ目が建物の各階平面図、8ページ目が立面図、9ページ目が土地の登記簿謄本でございします。

議案第154号関係資料2と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございしますが、申請地は、JR津軽線中沢駅の周囲概ね500m以内の区域にありますことから、第2種農地と判断されます。第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は、原則として許可できませんが、第1種農地の不許可例外、言い換えますと、例外許可事由に当てはまる場合は許可できるものとされております。この事由の中に、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものがございします。今回の転用目的である一般住宅は、四戸橋の集落に接続して建築されるものでございしますので、当該要件に合致すると判断されます。

次に、一般基準でございしますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目及び建築物

の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、5 ページの申請番号 55 番と 56 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(大柳壽憲委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、申請番号 55 番と 56 番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定いたします。大柳壽憲委員を入場させてください。

(大柳壽憲委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号 55 番及び 56 番を除く本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

議事参与制限があった申請番号 55 番及び 56 番を除く本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 155 号、156 号及び 157 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画案は、所有権移転が 3 件、利用権設定が 4 件の合計 7 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 8 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、7 ページ目から 8 ページ目までの議案第 156 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づきまして、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対する意見も求められております。

また、9 ページ目の議案第 157 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対するのみの意見を求められております。件数は 1 件でございます。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。
次に報告第 100 号を議題とします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 3 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員
(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
報告第 101 号を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 3 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員
(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

報告第 102 号を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 5 件でございます。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

報告第 103 号を議題とします。事務局説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 1 件でございます。なお、非農地証明については、同規定により交付済でございます。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

報告第 104 号を議題とします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案件につきましては、平成30年5月に行われた当時の月例総会で農地法第3条の許可を得たものでございますが、契約に関して両者共に思い違いがあったようで、両者から許可取り消しの申し出願に至ったものでございます。事務局としては、両当事者の意思を尊重し、許可の取り消しを執り行ったものでございます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局、その他に何かありますか。

(前回の月例総会にて齋藤光朗委員より提起された、非農地証明交付と非農地判定による非農地通知の手続きの対比について説明)

(堤武久委員から、活動日誌の様式について質問)

(令和2年度青森市農業委員会友交会県外視察研修の中止について)

(農業委員・農地利用最適化推進委員募集要項及び説明会の案内について)

(次回の月例総会は9月10日(木)午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、これを持ちまして、第29回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。